

地方独立行政法人広島市立病院機構役員報酬等規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員の報酬）

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については給料、地域手当、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）を兼務する役員には、役員の報酬は支給しない。

（報酬の支給日）

第3条 報酬の支給日は、職員の例による。

2 非常勤役員手当の支給日は、その勤務があつた日とする。ただし、特別の事情があるときは、理事長は支給日を変更することができるものとする。

（常勤の役員の給料）

第4条 常勤の役員の給料月額、通勤手当を除く報酬の合計額が年額 19,000,000 円を超えない範囲で理事長が定める。

（地域手当等）

第5条 地域手当及び通勤手当の月額は、職員の例による。

（期末手当）

第6条 期末手当は、毎年3月1日、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びにその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の40、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては、100分の185を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する期末手当の額は、地方独立行政法人広島市立病院機構評価委員会

が行う法人の業績に関する評価、法人役員としての業務実績等を勘案し、同項の規定による期末手当の額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(非常勤役員手当)

第 7 条 非常勤役員手当の額は、日額 30,000 円とする。

(役員の退職手当)

第 8 条 常勤の役員（職員を兼務する役員を除く。）が退職したときは、退職手当を支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第 2 項（第 1 号を除く。）又は第 3 項の規定により解任されたときは、当該役員には、退職手当を減額し、又は支給しないことができるものとする。

2 退職手当の額は、その者の給料の月額に在職期間の年数を乗じた額とする。

3 在職期間の年数の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとし、1 年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てるものとする。

4 退職手当の支給は、任期ごとに行う。

(報酬等の支払方法)

第 9 条 報酬等の支給条件及び支給方法は、職員の例による。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(役員の退職手当の特例)

2 広島市又は法人を退職し、この規程の適用を受けることとなった役員の退職手当の額は、第 8 条の規定にかかわらず、理事長が別に定めることができるものとする。